

銀の館 居宅介護センター 運営規程 (短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラファエル会が設置運営する短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものではない。

(運営の方針)

- 第3条 事業所において提供する短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに相模原市条例等の趣旨及び内容の沿ったものとする。
- 2 事業者は、ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 銀の館居宅介護センター
- (2) 所在地 神奈川県相模原市緑区佐野川2575番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所の従業者の職種、員数および職務内容は次の通りとする。また、勤務形態は、銀の館の業務と兼任する。

- (1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名(常勤1名)

生活相談員は、利用者の家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 介護職員 20名以上(常勤換算方法)

介護職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当りご利用者の心身の状況などを的確に把握するとともに、施設サービスの提供に当り利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、ご利用者に対し適切な援助を行う。

(4) 看護職員 2名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことによりご利用者の健康状態を的確に把握するとともに、ご利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、ご利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために機能訓練を行う。

(6) 医師 1名(非常勤嘱託1名)

ご利用者の日常生活を営むのに必要な医療、健康維持管理を行う。

(7) 管理栄養士 1名(常勤1名)

ご利用者の日常生活を営むのに必要な栄養管理を行い、ご利用者の食生活を充実させるための適切な管理を行う。

(入所定員)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、上限6名とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

(1) 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う

ア) 排泄の介助

イ) 移動の介助

ウ) 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

ご利用者が日常施生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティー・サービス)を提供する。

ア) 日常生活動作に関する訓練

イ) レクリエーション

ウ) グループワーク

- エ) 行事的活動
- オ) 体操
- カ) 鍼灸師によるマッサージ
- キ) 趣味活動

(4) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。

(5) 入浴サービス

- ・ 入浴形態

ア) 一般浴槽による入浴

イ) 特殊浴槽による入浴

- ・ 介助の種類(必要に応じて行う)

ア) 衣類の着脱

イ) 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ) その他必要な介助

(6) 食事サービス

ア) 準備、後始末の介助

イ) 食事摂取の介助

ウ) 医師の指示(食事箋)による特別食の提供

エ) その他必要な食事の介助

オ) 調理

(7) 相談、助言等に関すること

ご利用者及びその家族の日常生活における介護などに関する相談および助言を行う。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成等)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護を作成する。また、既に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成・変更の際には、ご利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得て交付するものとする。

3 事業所はご利用者に対し、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その質を高め、常に改善を図らなければならない。

(利用料など)

第9条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料金は、介護報酬の告示上の額とする。その他介護保険上の加算、食費、居住費、本人の選択によるサービスについては、別に利用料の支払いを受ける。**料金表は別紙。**

前項の支払いを含むサービスを提供する際は、ご利用者またはその家族に対し必要な書類を提示し、署名と共に同意を得ることとする。

ご利用者の支払いは、現金にて退所日に受ける。

(事故発生時の対応)

第10条 管理者は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村 及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体的拘束の制限その他入所者の行動を制限する行為を行う際の手続)

第11条 事業所は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該ご利用者又は他ご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項に規定する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(通常の送迎実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

神奈川県相模原市緑区・山梨県上野原市上野原地区

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 ご利用者及びその家族は、下記の事項について守らなければならない。

ア) 事業者との契約書の内容について

イ) その他集団生活上必要な遵守すべき事項について

ウ) 上記ア・イについて不服があるときは、適宜事業者と協議する

(秘密保持)

第14条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を遵守する。

2 管理者は、職員であった者が、退職後も業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するために、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第15条 提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関するご利用者からの苦情に対して迅速且つ適切に対応するため、常設の窓口、担当者の配置、事実関係の調査その他の改善のための措置を講ずる。

2 苦情受付担当者及び苦情解決責任者の職氏名、役割等については別に定める(別紙参照)

(緊急時における対応方法)

第16条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に、ご利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の避難など適切な処置を講ずる。

2 管理者は、定期的避難訓練を始め日常的に災害への具体的対応を練ることとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所はこの事業を行うため必要な、記録・帳簿を整備する。

2 この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、社会福祉法人ラファエル会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

3 介護記録について利用者の求めに応じて開示することができるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止対策の検討を定例会議内で開催する。

(2) 虐待防止の指針の整備

(3) 従業者に対する定期的な研修の実施

(4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、相模原市関係課に対し通報するものとする。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関する事項)

第20条 感染症の予防及び蔓延の防止における対策に関する事業者の責務を踏ま

えつつ、感染症の予防及び蔓延の防止対策に取り組むものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止対策の検討を定例会議内で開催する。
- (2) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (3) 感染症の予防及び蔓延の防止に関する措置の担当者の配置
- (4) 感染症の予防及び蔓延の防止のために必要な措置

(ハラスメント防止に関する事項)

第21条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

- (1) ハラスメント防止対策の検討を定例会議内で開催する。
- (2) ハラスメントの指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) ハラスメントに関する措置の担当者の配置
- (5) そのハラスメント防止のために必要な措置

(職員の研修)

第22条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため次の各号に定める通り研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 年1回以上
- (2) 虐待防止研修 年2回以上
- (3) 理事長懇談会(研修) 年1回
- (4) その他法令で定められている研修 年1回以上

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(事業継続計画に関する事項)

第23条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護予防及び介護(サービス)の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し取り組むものとする。

- (1) 業務継続計画の検討を定例会議内で開催する
- (2) 業務継続計画の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練
- (4) 業務継続計画に関する措置の担当者の配置
- (5) その他業務継続計画のために必要な措置

付則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 5月15日から施行する。

この規程は 平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は 平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 11月21日から施行する。

この規程は、令和5年 4月1日を以って改定する。

この規程は、令和6年 4月1日を以って改定する。

この規程は、令和6年 4月1日を以って改定する。

この規程は、令和8年 4月1日を以って改定する。